

主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在のB会社（以下「会社」という。）に所属し、技術サポーターとして就労していたところ、平成○年○月○日、業務終了後、帰宅のため自転車で走行中、交差点で自転車と衝突し、負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日、C医療センターに受診し、「右橈骨頭骨折」等（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は通勤によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養給付を請求したところ、監督署長は、本件事故は通勤経路から逸脱中の事故であり、本件傷病は通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、通勤経路の合理性は、距離の側面のみから判断されるべきものではなく、時間的側面、当該経路を走行する際の労力的側面及び安全性の側面等も踏まえ判断されるべきであるとし、請求人が本件事故当日に利用した経路(以下「本件経路」という。)は、通常の通勤経路を利用する場合に比べると距離は長くなるものの、信号待ちを回避できることから、通勤時間を短縮し得る点で合理的であり、また、段差、スロープ及び凹凸等もなく快適に走行できることから、合理的な経路として認められるべきであると主張している。

(2) 労災保険法第7条第2項は、通勤災害とは、住居と就業場所との往復等について、合理的な経路及び方法によるものである旨規定している。ここにいう「合理的な経路」とは、一般に労働者が用いると認められる経路上であって、社会通念上、合理的とされる経路であって、通常の場合には最短経路がこれに該当するが、このことは必ずしも合理的な経路として認められる通勤経路が一つに限られるということではなく、合理的な理由により利用される経路は同項における合理的な経路として取り扱われるものと解するのが相当である。また、同条第3項は、合理的な経路を逸脱又は中断した場合、当該逸脱又は中断の間については通勤災害として保険給付の対象となる通勤とはしないとしつつ、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、保険給付の対象となる通勤として取り扱う旨規定している。

(3) そこで、本件経路が合理的な経路として認められるか否かについてみると、本件経路は、請求人が通常利用している通勤経路に比べると若干遠回りすることにはなるものの、地図を始めとした一件記録を精査すると、本件経路を選択

することで信号待ちを回避することができ、通常の通勤経路と比べて通勤時間を短縮し得るものと推認される。また、その際の迂回も距離的には僅かなものであり、自転車通勤をする請求人が、本件経路を利用することについての合理性は否定し得ないものであることから、当審査会としては、本件経路は合理的な経路として認められるべきものであると判断する。

なお、請求人は、本件経路上にあるスーパーマーケットにおいて食料品を購入しているが、当審査会としては、同行為は、労災保険法第7条第3項ただし書に規定する「日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをするを得ない事由により行うための最小限度のものである」と判断するところ、請求人は、中断後、合理的な経路である本件経路に復していることから、その後本件経路上において発生した本件事故は、通勤途上において発生したものと判断することが相当である。

- 3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は通勤によるものであると認められ、したがって、監督署長が請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。